

令和7年4月10日
神戸市行財政局契約監理課

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについての改正

記

1 主な改正等内容

債権譲渡後は、中間前払金及び部分払の請求はできないとされていたが、各会計年度末における部分払については除外とする旨を追加するもの。

2 改正日

令和7年4月10日